

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

周南市長 藤井律子

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第 2 条 この条例において給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、通勤に係る費用弁償及び期末手当をいう。

(給料表及び職務の級)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、任用する年度の前年度末における周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号。以下「給与条例」という。）別表第1に掲げる給料表を準用し、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、その者の職務の級を決定する。

(1) 次号に掲げる職種以外の職種 1 級

(2) 外国語指導助手 6 級

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める場合には、その職務の複

難、困難及び責任の度に基づき前項の給料表の3級を超えない範囲内で別に職務の級を定めることができる。

3 フルタイム会計年度任用職員の号給は、別に規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(地域手当)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当は、常勤職員の例により支給する。

(通勤手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、常勤職員の例により支給する。

(時間外勤務手当)

第7条 周南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年周南市規則第 号。以下「勤務時間規則」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により休日勤務手当を支給する。

3 前2項の休日は、給与条例第16条第3項に規定する休日を準用する。

(夜間勤務手当)

第9条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するフルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により夜間勤務手当を支給する。

(宿直手当及び日直手当)

第10条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により宿直手当又は日直手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフル

タイム会計年度任用職員に対して、常勤職員の例により支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第12条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項の場合において、勤務1時間当たりの給与額の算出は、常勤職員の例による。

(報酬の計算期間)

第13条 パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬の計算期間は、月の初日から末日までの期間とする。

(基本報酬)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬（正規の勤務時間における勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）は、日額又は時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で定めるものとする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の職務をフルタイム会計年度任用職員の職務とみなした場合の第3条に定める給料月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、当該パートタイム会計年度任用職員の職務をフルタイム会計年度任用職員の職務とみなした場合の第3条に定める給料月額を21で除して得た額を7.75で除して得た額とする。

4 前2項の基本報酬の額を算定する場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をそれぞれの基本報酬の額とする。

5 前各項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の日額又は時間額を別に定めることができる。

(地域手当に相当する報酬)

第15条 パートタイム会計年度任用職員には、地域手当に相当する報酬を支給する。

2 地域手当に相当する報酬の月額は、規則で定める報酬の額に100分の3を乗じて得

た額とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第16条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支払われることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規則第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間（規則で定める時間を除く。）の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時

間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を報酬として支給する。

- 5 前各項の規定にかかわらず、勤務時間規則第9条に規定する時間外勤務代休時間取得したときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の取得に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。

（休日勤務に係る報酬）

第17条 パートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の報酬を支給する。

- 2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。
- 3 前2項の休日は、給与条例第16条第3項に規定する休日を準用する。

（夜間勤務に係る報酬）

第18条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（報酬の支給）

第19条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、計算期間の翌月21日（当日が休日

等（土曜日又は日曜日若しくは周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年周南市条例第32号）第9条に規定する休日）に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日等以外の日）に支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第20条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、1週間の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の4分の3以上の勤務時間があるパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」とあるのは「基準日以前6か月以内の期間における別に規則で定めるその者の在職期間」と、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは「当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額」と、同条例第20条第3項中「再任用職員」とあるのは「法第22条の2第1項第1号により採用された会計年度任用職員」とする。

- 2 前項により準用する給与条例第20条第4項に規定する期末手当基礎額は、別に規則で定める。

（通勤に係る費用弁償）

第21条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償は、通勤距離に応じ、別に規則で定める額を支給する。この場合において、大津島へ島外から通勤する場合及び大津島から島外へ通勤する場合は、通勤実績に応じ、合理的に算定された船賃を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤に係る費用弁償の支給及び返納に関し必要な事項は、別に規則で定める。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第22条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の例により費用弁償を支給する。

（報酬以外の給与の支給）

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬以外の給与の支給については、別に規則で定めるもののほか、第19条の規定を準用する。

（報酬の減額）

第24条　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第25条　パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）　日額による報酬　第14条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

（2）　時間額による報酬　第14条第3項の規定により計算して得た額

（報酬の端数処理）

第26条　1月の報酬額を支給する場合及び前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（給与の口座振替）

第27条　給与条例第6条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について準用する。

（委任）

第28条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。